

役員及び評議員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員には、報酬は支給しない。

(実費の支給)

第3条 役員及び評議員には、交通費実費を支給する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。